越前市都市公園等利用促進イベント支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の都市公園等においてイベントを実施する団体に対し、 越前市都市公園等利用促進イベント支援補助金(以下「補助金」という。)を 予算の範囲内において交付することにより、市内の都市公園等の利用促進を図 り、もって都市公園等に対する愛着心の向上及び地域の発展に寄与することを 目的とする。

(適用通則)

第2条 補助金の交付については、越前市補助金等交付規則(平成17年越前市 規則第50号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の 定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「都市公園等」とは、都市公園や広場等、地方自治 法第244条第1項に定める住民の福祉を増進する目的をもって設けられた市 内の施設のうち、屋外の施設をいう。ただし、越前市中心市街地活性化基本計画 に定められた中心市街地の区域内にあるものを除く。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次の各 号の全てに該当するものとする。
 - (1) 市内に主たる事務所又は活動拠点があるもの
 - (2) 市に住所を有する構成員又は市内に勤務し、若しくは通学する構成員が5人以上あるもの
 - (3) 営利活動を目的としていないもの
 - (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的としていないもの
 - (5) 市税(任意団体の場合にあっては、当該団体の代表者の市税)を滞納していないもの

(補助対象事業)

- 第5条 補助金の交付対象となる事業は、対象団体が行う次に掲げる要件全てに 該当する事業であって、市長が認める事業とする。
 - (1) 都市公園等を利用して実施するもの

- (2) 当該施設の利用促進及びイメージアップに繋がると市長が認めるもの
- (3) 市全体及び市外からの参加が望める事業であるもの
- (4) 毎年継続して行う予定の事業であって、事業計画が概ね5年間策定できるもの
- (5) 当該施設の維持管理に協力するもの
- (6) 当該施設がある地域の自治振興会からの共催又は後援を得ているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、宗教的祭礼、伝統行事及び業として行うものについては補助金の交付対象にしないものとする。

(補助対象経費)

- 第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する事業経費であって、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)会議費、会場使用料、報告書等作成費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、機器借上料(リース料含む。)、雑役務費(出演料、旅費等含む。)、保険料等の事業経費
 - (2) 委託費(補助事業の全てを委託するものを除く。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、事業実施に当たり合理的に必要と市長が認める経費

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、一の 施設当たり50万円を限度とする。
 - (1) 補助対象となる経費の2分の1以内の額
 - (2) 事業費から当該事業にかかる収入額を差し引いた額
- 2 当該事業に対し、国、県、市又は越前市観光協会から補助金等の交付を受ける又は受けた場合の補助金の額は、前項の規定により算出した額から、当該国、県、市又は越前市観光協会から交付を受ける補助金等の額を差し引いた額とする。この場合において、その差し引いた額が1万円未満のときは、補助金は交付しない。
- 3 一の施設に対して補助金の交付申請を行う対象団体が複数存在し、前2項の 規定により算出したそれぞれの対象団体の補助金額の合計が50万円を超え る場合は、50万円をそれぞれの対象団体の補助対象経費により按分して算出

した額を補助金の額とする。

4 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付回数の上限)

第8条 この要綱による補助金の交付は、原則として一の施設当たり一の対象団体につき同一年度内において1回までとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第9条 対象団体は、補助金の交付を受けようとする年度の4月30日までに、 施設利用計画書(様式第1号)及び越前市都市公園等利用促進イベント支援補助金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、施設利用計画書については、申請初年度又は計画に変更があった場合のみ提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行 い、その旨を当該対象団体に通知する。
- 2 市長は、前項の場合において、審査を行うに当たって必要があると認めると きは、当該対象団体の説明を求め、又は有識者の意見を聴くことができる。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第11条 対象団体は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、交付規則第8条第1項の規定により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の補助対象経費の総額の20パーセント以内での増額又は減額及びこれに伴う経費の配分の変更にあっては、この限りでない。

(補助事業の事前着手)

- 第12条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、 市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書に該当する場合は、越前市都市公園等利用促進イベント支援事業 事前着手届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

- 第13条 対象団体は、事業終了後、速やかに越前市都市公園等利用促進イベント支援補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。 (その他)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。